

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

北海道札幌北陵高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会で審議の上、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1)人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、欠席、遅刻等を含めた生活状況が良好な態様である
- ③ 学校行事、部活動等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備え、具体的な成長が認められる

(2)学力について

以下の①に該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は②に該当すること）

- ① 3年生は2学年末までにおける、卒業生については3学年末までにおける評定平均が3.5以上である
- ② 以下のいずれかに該当する
ア： 評定平均値3.5以上の教科が1つ以上ある
イ： 進学先での学習に対する意欲が認められる

(3)家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注） 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立支援ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

（附則）

- ・平成30年5月31日一部改定